

野田市道路照明灯LED化事業

募集要領

令和6年9月

野田市

目 次

1. 業務の趣旨	1
2. 業務の概要	1
3. 事業者の行う業務内容	2
4. 応募条件	7
5. 応募に関する留意事項	9
6. 事業者選定の流れ	10
7. 事業全体スケジュール（予定）	11
8. 提案募集の手続き	12
9. 提案提出書類・作成要領	15
10. 審査及び審査結果の通知	17
11. 契約に関する事項	18

1. 業務の趣旨

近年、世界中で地球温暖化の影響が叫ばれる中、国でも温室効果ガス排出量の削減について施策を推進することが責務となっている。また、水銀に関する水俣条約の発効によって水銀灯の生産・販売等が中止となり、同製品への更新が出来なくなるなど照明設備の取替も急務となっている。

市においても道路照明灯の照明設備を対象とした CO2 排出量の削減と照明設備の更新について環境負荷や維持管理に寄与する LED 化の普及を推進しているところである。

本事業は、既設照明施設の LED 化の更新にあたり、資金調達面や施工、維持管理などについて民間事業者に委ねることで、長期間に亘って良好な保全状態で維持し、長期的な観点での整備コストの縮減と質の確保を図ることを目的とする。

本業務は、以上の目的に合致する民間事業者から一括して提案を受け、本市にとって最も優れていると考えられる提案を選定するため、提案の募集を行うものである。

審査の結果、最も優れた提案を行った応募者（以下「受託候補者」という。）は、本市と業務委託契約の締結に向けた協議を行い、合意に至った場合は本業務に係る委託契約を締結し、本業務を実施するものとする。

2. 業務の概要

1. 業務名称 野田市道路照明灯 LED 化事業

2. 契約者 野田市

3. 履行場所 野田市内一円

4. 業務対象数（デザイン灯を含む）

道路照明灯 60VA 相当（900 台）

遮光ルーバー 900 台

道路灯取付アダプタ 180 台

管理プレート(ステンレスバンド含む) 900 枚

5. 契約方式

本事業は、「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（以下、PFI 法という。）第 8 条第 1 項の規定に基づき市が選定した民間事業者（以下「事業者」という。）が、対象道路照明灯の調査業務、設計業務、施工業務、維持管理業務を事業契約書に

定める事業期間中（設置完了から令和16年3月31日）にわたって維持管理業務を遂行する、BTO方式（Build Transfer and Operate）により実施する。

（ア）契約期間 契約締結日から令和16年3月31日まで

（イ）事業費限度額

金 157,500,200円（消費税額及び地方消費税額を含む）

LED 灯具交換工事限度額

金 108,900,000円（消費税額及び地方消費税額を含む）

令和7年度以降維持管理業務限度額

金 48,600,200円（消費税額及び地方消費税額を含む）

※税制度の変更及び業務対象数と現地調査結果に大きく乖離があった場合は、本市と協議を行うものとする。

3. 事業者の行う業務内容

契約後速やかに事業者は、現地調査により既存道路照明灯の実際の設置状況を踏まえ、事業方式によるLED化設置工事及び付帯サービス（維持管理サービス）について、設置数量等を協議のうえ市と合意した内容で設置計画を作成し、本事業の契約期間内においてLED道路照明灯設備など（以下「本設備」という。）を善良なる注意義務をもって、以下の業務を行うものとする。

- ① 現地調査
- ② 電力契約の照合・申請
- ③ 道路照明灯管理システム（事業者及びコールセンター用）の導入及びデータ更新
- ④ 本設備の設置計画・施工・維持管理
- ⑤ 電力会社に申し込む電気使用申込書作成及び申請
- ⑥ 既設道路照明灯の撤去・リサイクル・廃棄処分
- ⑦ 道路照明灯の管理プレート作成・設置
- ⑧ 本設置後から事業期間中（設置完了後9年間）の設備の維持管理・保証（無償修繕等）
- ⑨ 事業期間中及び終了後の対応

1. LED照明調査業務（以下「調査業務」という。）

- ① 現地調査

- (ア) 既設道路照明灯の位置・数量を調査する。(所在地、引込み柱・道路照明灯の管理番号等、設備管理上必要となる各種情報の調査)
- (イ) 既設道路照明灯の設備を調査する。
- (ウ) 既設鋼管ポール等については、柱及び基礎を打診等による点検及び目視により損傷等の不具合の状況を確認し、倒壊等の危険がある柱については速やかに市に報告すること。

② 電力契約の照合・申し込み

- (ア) 電力会社と緊密な連携のもと、既設道路照明灯に係る電力契約の調査及び現地調査結果を照合する。
- (イ) 電力契約と既設道路照明灯との数量を把握し、相互を調整する。
- (ウ) 設置が完了した箇所から遅延なくLED化に伴う契約変更の申し込み及びイで把握した契約相違に係る新設または、減設申し込みを実施する。

③ 道路照明灯管理台帳更新

事業者は、現地調査の際に取得した位置情報や施工内容を、クラウド上で管理可能な道路照明灯管理システムに搭載し市へ提供するものとする。事業期間中はこのシステムを活用して維持管理を実施する。

2. LED照明導入業務（以下「導入業務」という。）

① 本設備の設置計画・施工・施工管理

- (ア) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
- (イ) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、近隣住民や交通に配慮した計画の策定及び施工・施工管理を実施する。
- (ウ) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、作業者の安全に十分配慮した施工・施工管理を実施する。

② 既設道路照明灯設備の撤去・リサイクル・廃棄処分

- (ア) 関係行政機関の指導及び関係諸法規を遵守しつつ、撤去工事の施工・施工管理を実施する。
- (イ) 撤去した設備（灯具本体、グローブ、道路灯専用柱、根巻コンクリート等（調査後に独立柱等の撤去が発生した場合））については、環境保護の観点から再利用を原

則とし、撤去品を項目ごとにそれぞれリサイクルの具体的な方法についても報告を
う。リサイクルが困難な場合、廃棄については協議するものとする。

3. 管理プレートの作成・設置

- ① 1－③により作成する道路照明灯データをもとに、市名及び管理番号を表記したプレート
を全ての道路照明灯に設置する。その際、既設シール等は撤去する。
- ② プレートの材質は、金属系の材質とすること。
- ③ プレートの字は、経年による劣化が少なく、文字の視認が容易であること。
- ④ 管理銘板はステンレスバンドで地表2 m前後の位置に取り付ける。
- ⑤ プレートには下記が確認しやすいデザインとする。
 - (ア) “野田市道路照明灯”の文言
 - (イ) 管理番号
 - (ウ) コールセンター番号

4. 本設備の維持管理・保証（無償修繕等）

- ① 市からの修繕依頼に基づき、本設備及びサービス開始後に市が新たに設置した道路
照明灯の修繕を行う。
- ② 市が施工した灯具の移動の連絡（新設・撤去・移設）などを受け付け、これに基づ
き道路照明灯管理システムのデータを更新する。また①の修繕結果についても同様と
する。
- ③ 市又は市民からの連絡受付のためのオペレーター対応の野田市専用電話回線を備え
たフリーダイヤルのコールセンター（24H365日対応）を設置するとともに、依頼に
基づき本設備の修理ないし灯具交換を行うものとする。なお、当該作業は依頼を受け
た日から起算して3営業日以内（土・日・祝日を除く。）に実施するものとする。ま
た、本設備の修繕の実施結果及び本設備の維持管理状況を定期的に市に報告する。市
は維持管理が計画通りでなく、又は不十分であると求められるときは、必要な措置を
命ずる場合がある。
- ④ 費用負担
 - (ア) 事業者が費用負担する場合
 - ・ 本設備の製品としての不具合による故障

- ・火災、落雷、破損、盗難、雪害・風害、いたずら・破壊行為、台風等による洪水・高潮・土砂崩れ等の火災、車両の接触・衝突、電氣的・機械的事故など、偶然、外来、かつ事故によって生じた損害

(イ) 市が費用負担する場合

- ・市（市の依頼による清掃・近接樹木の伐採・除雪などの作業によるものを含む。）の責による損害
- ・地震・噴火及びこれらに起因する津波による損害
- ・戦争・暴動・変乱による損害
- ・その他ア以外で、事業者の責に因らない損害
- ・その他上記に記載のない事項で疑義が生じた時は、都度協議をして決定する

- ⑤ 事業者は、本設備について、自己の負担で新価特約付き動産総合保険に加入することとする。

5. 事業期間中の新規道路照明灯及びその維持管理

- ① 事業期間中、市が新設した設備についても、事業者の負担にて、既設の道路照明灯と同様に維持管理及び道路照明灯管理システムへの登録の対象とする。

6. データベースの構築・更新・クラウドシステムによる維持管理

- ① 本市が持つ道路照明灯台帳システムへデータ取り込み可能なクラウドシステムを構築する。道路照明灯台帳システム更新データの提供は、指定する Shape 形式または、位置情報（座標）を含む csv 形式により、年 1 回を基本とする。道路照明灯台帳システムへのデータ処理については本市が行う。
- ② 前項のシステムで管理する必要事項は以下のとおりとする。なお、事業者の提案等により、管理項目の追加等をする場合があるため、詳細については、本市と協議の上、決定する。

(ア) 位置情報（管理番号、設置場所、引込柱番号 等）

(イ) 設備概要（器具仕様、灯柱計上、施工者名 等）

(ウ) 電力契約情報（地域番号、契約名義、お客様番号、請求番号、契約種別、引込状況 等）

(エ) 修繕及び移設等記録（修繕内容、移設情報 等）

(オ) その他（設備写真等）

- ③ 設置完了後、本市からの異動連絡（新設・修繕・撤去・移設）を受け付け、これに基づきシステムデータを定期的に更新し、最新データを年1回本市に納品すること。
- ④ 本市の業務効率化を考慮し、以下の機能を有したシステムとすること
- (ア) 管理項目を自由に追加・変更できること。
 - (イ) 管理項目の表示順番を発注者が変更できること。
 - (ウ) システムデータを使用した報告書（エクセル形式）を任意のテンプレートで出力できること。また、本市担当者がシステム上にてテンプレートを自由に変更できること。
 - (エ) システム上にカレンダー機能を有し、システムデータに関連した作業予定等を入力できること。
 - (オ) 本市からの連絡をシステム上にて、関係者へメールを一斉送信できる機能を有すること。
 - (カ) 現場作業の効率化のため、システムデータを確認できる専用アプリを有するタブレット端末を貸与すること。
 - (キ) 照明灯と類似した施設（標識等の道路附属物）を、同システムで管理できる機能を有すること（照明灯とは別の管理項目を設定できること）。また、この機能を本市担当者が自由に追加・削除できること。

7. 契約終了後の本設備の対応

契約期間終了後における事業者の設置した本設備の維持管理については、市で対応するものとする。

8. その他

既設道路照明灯の調査及びLED化工事が予定の工期内に完了が見込めない事象が発生した場合には、本市と協議するものとする。

既設の特殊な形状のデザイン灯等についても、LED灯具に交換すること。

4. 応募条件

1. 応募要件

- ① 事業者は千葉県内に本社・本店又は支店を有すること。
- ② 事業者は、経常利益が直近3か年以内で赤字でないこと。
- ③ 事業者は千葉県内で道路照明灯LED化事業の賃貸借契約もしくは業務委託契約の実績を有すること。
- ④ 照明器具は野田市内に過去1年以内に導入の実績を有するメーカーを採用すること。
- ⑤ LED設置施工事業者は、野田市内に本店を置く電気工事事業者を複数社活用すること。施工体制を明確にするため、参加表明時には施工参加事業者の同意書を添付すること。

2. 応募者の役割

- ① 応募者は、次の役割を全て担い、グループの場合は、各構成員が次の役割を分担するものとする。
 - (ア)事業役割 本市との対応窓口となり、契約等諸手続きを行い、業務遂行の責を負う。
 - (イ)施工役割 施工に関する業務を全て実施する。
 - (ウ)維持管理役割 契約期間中における設備の維持管理を行う。
 - (エ)その他役割 上記(ア)から(ウ)以外の設計、設備供給、設置状況の把握などに関する業務を各々実施する。
- ② 事業役割を担う応募者が複数の企業で構成される場合は、企業間の事業役割に関する合意書(任意形式)を、別途本市に提出すること。なお、その合意書には事業役割の構成企業全体が、本市に対し連帯責任を負う旨を示す条項を含むこと。

3. 応募者の資格要件

応募者(グループの場合は2-①に規定される役割を分担する全ての構成員)は、次に掲げる資格要件を満たすこと。

- ① 野田市における野田市制限付一般入札に係わる参加資格設定基準の規定に基づき、野田市一般業務競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登録(業種は不問)されている者であること。
- ② 公表日から受託候補者特定の日までの間において、野田市建設工事等請負業者等指名停止要領による指名停止又は指名除外を受けている者でないこと。
- ③ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当していないこと。
- ④ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産の申し立てがなされていないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申し立てをしている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第255号）に基づく再生手続開始の申し立てをしている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- ⑥ 役員（役員として登記又は届出はされていないが事実上経営に参画している者を含む。以下この号において同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この号において同じ。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者でないこと。
- ⑦ 参加申込み時点において、当該プロポーザルに参加しようとする他の者との間に、次のいずれかに該当する資本的関係又は人的関係がない者であること。
 - (ア) 親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号の親会社をいう。以下同じ。）と子会社（会社法第2条第3号の子会社をいう。以下同じ。）の関係（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。）
 - (イ) 親会社（個人事業主又は会社の役員が他の会社の議決権総数の過半数を所有する場合

における、当該個人事業者又は当該役員に係る会社との関係を含む。)を同じくする子会社同士の関係。

(ウ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の役員を現に兼ねている関係。

(エ) 一方の会社の役員(個人事業主を含む。)が他方の会社の管財人(会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人をいう。)を現に兼ねている関係。

⑧ 当該プロポーザルにおいて、事業協同組合(中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)第3条又は中小企業団体の組織に関する法律(昭和32年法律185号)第3条に規定する組合又は団体をいう。)として参加する場合は、その組合員又は会員ではないこと。

5. 応募に関する留意事項

1. 費用負担

応募に関するすべての書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。

2. 本市からの提供書類の取扱い

本市が提供する書類は、応募に係る検討以外の目的で使用してはならない。

3. 提出書類の取扱い・著作権

提出書類の著作権はそれぞれの応募者に帰属するが、提出書類は返却しないものとする。また、本市は応募者に無断で本募集以外の目的で提出書類を使用し、情報を漏らしたりすることはない。

4. 応募者の複数提案の禁止

応募者は一つの提案しか行うことができない。

5. 複数の応募者の構成員等となることの禁止

応募者の構成員(灯具メーカーを含む)は、他の応募者の構成員となることはできない。

6. 構成員の変更の禁止

応募者の構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、本市と協議を行い、本市がこれを認めたときはこの限りではない。

7. 提出書類の変更の禁止

応募者は、提出した書類の変更はできない。なお、本提出書類について後日参考資料を求めることがある。

8. 虚偽の記載の禁止

参加申込書又は提案書に虚偽の記載をした場合は、参加申込書又は提案書を無効にする。

6. 事業者選定の流れ

1. 応募者の要件

本提案募集への応募者は、「4. 応募条件」で定める資格要件を満たす者とする。

2. 応募資格要件の確認及び提案要請

参加申込した者の応募資格要件を確認し、条件を満たした応募者に対し、提案書の提出を文書で要請する。

3. 最優秀提案及び優秀提案の選定

野田市道路照明灯LED化事業プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）により提案内容を審査し、最優秀提案1者及び優秀提案1者を選定する。また、提案者が1者であった場合においても審査を実施するものとする。

4. 詳細協議

最優秀提案をした者は受託候補者となり、最終提案書作成及び契約書を締結するまでの諸条件について、本市と詳細協議を進めるものとする。

5. 事業者の選定

受託候補者は本市と協議を行い、協議が整えば契約を締結し契約事業者となる。受託候補者と協議が整わない場合は、優秀提案をした者との詳細協議を行う。なお、契約までの費用については受託候補者の負担とする。

6. 事務局

提案募集に係る事務局は次のとおりとする。

担当窓口：野田市土木部道路サービス課

所在地：〒278-8550 千葉県野田市鶴奉7番地の1

電話：04-7123-1104（直通）

FAX：04-7122-1107

メール；dourosa@mail.city.noda.chiba.jp

7. 事業全体スケジュール

事業者は次の日程（予定）で行う。

	項目	日程
①	募集要領の公表（野田市 HP にて掲載）	令和 6 年 9 月 1 8 日（水）
②	募集要領に関する質問の受付	令和 6 年 9 月 1 8 日（水）から 令和 6 年 9 月 2 5 日（水）まで 開庁日の午前 9 時 0 0 分から正午、 午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
③	質疑回答	令和 6 年 1 0 月 1 日（火）
④	参加申込書及び資格確認書類の受付	令和 6 年 1 0 月 4 日（金）から 令和 6 年 1 0 月 1 1 日（木）まで 開庁日の午前 9 時 0 0 分から正午、 午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
⑤	応募者資格確認結果、提案要請書の通知	令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）
⑥	提案書の受付	令和 6 年 1 0 月 1 8 日（金）から 令和 6 年 1 0 月 3 1 日（月）まで 開庁日の午前 9 時 0 0 分から正午、 午後 1 時 0 0 分～午後 5 時 0 0 分
⑦	プレゼンテーションの実施	令和 6 年 1 1 月 1 2 日または 1 3 日
⑧	プロポーザル審査委員会	令和 6 年 1 1 月中旬
⑨	契約締結	令和 6 年 1 1 月下旬

8. 提案募集の手続き

1. 募集要領の配布

募集要領は、本市のホームページにて公表する。

2. 募集要領に対する質問受付・回答

本要領及び資料に関する質問の受付及び回答は、次のとおりとする。

① 質問の方法 質問は、質問書（様式第1号）を使用すること。なお、受付は電子メールのみとし、電話、FAX、持参等は不可とする。（電子メール以外の方法で提出された質問には回答しない。）質問1件につき1枚提出（送信）すること。なお、メール送信の際は、件名を「野田市道道照明灯LED化事業質問書」と記載し、メール送信後電話でメールの到着を確認すること。

②受付期間

令和6年9月18日（水）から令和6年9月25日（水）まで ※必着

③受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

④ 質問への回答回答は、提出された質問を取りまとめて、令和6年10月1日（火）に本市ホームページにて公表することとし、口頭による個別対応は行わない。なお、回答は本募集要領と一体のものとして同等の効力を持つものとする。

3. 参加申込書及び資格確認書類の提出

応募者は、次による参加申込書及び資格確認に必要な書類を持参する。

①受付期間

令和6年10月4日（金）から令和6年10月11日（木）まで

②受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

③受付場所

〒278-8550

千葉県野田市鶴奉7番地の1 野田市 土木部 道路サービス課（2F）

④ 参加申込時の提出書類

次の提出書類に各々書類符号を付した表紙とインデックスを付け、A4縦長ファイルに綴じたものを4部（正1部、副3部）提出すること。

○参加申込書（様式第2号）

企業名又はグループの代表企業名にて参加申込書を提出すること。

○グループ構成表（様式第3号）

グループの構成員全てを明らかにし、各々の役割分担（事業役割、施工役割、維持管理役割、その他役割（分担名を記載すること））を明確にすること。また、構成員の間で交わされた契約書又は覚書等の内容を添付すること。

○印鑑証明書

商業登記簿謄本 現に効力を有する部分の謄本で、受付日前3か月以内に発行されたものを綴じたものとする。

○納税証明書

最新決算年度の確定申告分の法人税、法人事業税の納税証明書を、各1通ずつ綴じたものとし、事務所が複数箇所ある場合には、本社所在地の官公庁で発行する納税証明書を提出すること。

○財務諸表等

最新決算年度とその前年度の次に掲げる書類を綴じたもの。なお、写しでも可とする。

- ・貸借対照表
- ・損益計算書
- ・株主資本等変動計算書

○会社概要（様式第4号の1から第4号の3）

A4版の大きさの用紙を使用し、企業設立年から現在までの営業の沿革及び主要な営業経歴等、次の項目を網羅したものを1部綴じたものとする。

- ・設立年、代表者役職及び氏名、資本金、従業員数、年間売上金額、営業所一覧等
（様式第4号の1）

- ・企業状況表（様式第4号の2）
- ・有資格技術職員内訳表（様式第4号の3）

○暴力団員などに該当しないことの誓約書及び同意書（様式第5号の1）

※グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員について提出すること。

○役員等氏名一覧表（様式第5号の2）

※グループでの応募の場合は、応募者全ての構成員について提出すること。

4. 参加資格確認結果及び提案要請書の通知

参加資格の結果（資格の有無）は、文書（電子メール）で本市から応募者（代表者）に通知する。なお、提案書の提出者として資格が確認された者については、次のとおり提案要請書を郵送する。

（ア）通知日 令和6年10月18日（金）電子メール

（イ）郵送日 令和6年10月18日（金）発送

5. 提案書の提出

提案要請書を通知された応募者は、本市が提供する配布資料に示す資料を基に、事業提案書を作成し、事務局へ持参する。

（ア）受付期間

令和6年10月18日（金）から 令和6年10月31日（木）まで

（イ）受付時間

開庁日の午前9時00分から正午、午後1時00分～午後5時00分まで

6. 参加を辞退する場合

提案要請書を交付された応募者が以降の参加を辞退する場合は、提案書受付の締切日の前日までに、提案辞退届（様式第6号）を1部、事務局に持参又は郵送（配達証明付き内容証明郵便）で提出すること。

7. 失格

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

（ア）参加資格要件を満たしていない場合

- (イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (ウ) 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (エ) 本募集要領に違反すると認められる場合

9. 提案提出書類・作成要領

1. 事業提案時の提出書類次の提出書類に、各々の書類符号を記した表紙とインデックスを付け、A4 縦長ファイルに綴じたものを7部（正1部、副6部）提出すること。

- ① 提案書提出届 （様式第7号）
- ② 提案総括表 （様式第8号の1）
- ③ 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書 （様式第9号）
- ④ 使用機器提案書 （様式第10号）
- ⑤ 事業資金計画書 （様式第11号）
- ⑥ 維持管理等提案書 （様式第12号の1から第12号の2）
- ⑦ 業務工程計画書 （様式第13号）
- ⑧ 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書 （様式第14号）
- ⑨ 市内工事業者の活用に関する提案書 （様式第16号）

2. 作成要領

① 一般事項

(ア) 使用言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は測量法に定めるものとし、すべてを横書きとする。なお、原則としてフォントは「MS 明朝体」12ポイントで統一すると。

(イ) 提案書提出届（様式第7号）により、提出書類の構成を示したうえで、各提出書類をA4 縦長ファイルに綴じたもので提出すること。なお、A4 版以外の様式については、A4 版サイズに折り込むこと。

(ウ) エネルギーに関する換算値

エネルギーに関する計算においては、次の換算値で行うこと。

エネルギー種別	1次エネルギー換算	CO ₂ 排出係数
電気	9.76 (MJ/kwh)	0.451 (kg-CO ₂ ・単位)

(エ) 各提案書類における消費税額及び地方消費税額は、10%とすること。

② 個別事項

(ア) 提案書提出届 (様式第7号)

(イ) 提案総括表 (様式第8号の1)

○ 提案の概要 (様式第8号の1)

提案の全体像が分かるよう概要を記載するとともに、創意工夫している点と導入効果について記載すること。(図表の記載も可とする。)

(ウ) 現地調査及び電力契約の調査・照合等に関する提案書 (様式第9号)

既設道路灯の設置位置や引込方法等の調査方法等、電力契約の調査・照合方法等について記載すること。(図表の記載も可とする。)

(エ) 使用機器提案書 (様式第10号)

使用するLED灯の機器性能、提案する使用機器による電気料金削減効果及び維持管理費削減効果、本市の利益を考慮した機器選定に関する工夫について記載すること。(図表の記載も可とする。)

(オ) 事業資金計画書 (様式第11号)

初期投資に係る費用を記載のうえ、内訳を添付すること。

(カ) 維持管理等提案書 (様式第12号の1から第12号の2)

○ 維持管理費見積書 (様式第12号の1)

維持管理費見積書毎年かかる経費を記載し、その算出根拠を示すこと。なお、別途作成する内訳がある場合は添付すること。

○ 維持管理等提案書 (様式第12号の2)

・緊急時対応計画書

事故発生時や災害発生時を含む緊急時の対応について、体制や方法等を具体的に記載すること。

・通常時対応計画書

日常の不具合等への対応について、体制や方法等を具体的に記載すること。

(図表の記載も可とする。)

(ク) 業務工程計画書 (様式第 13 号)

調査、施工及び電力申請の工程計画、また、工程管理において特に重要と判断する事項について提案があれば記載すること。(図表の記載も可とする。)

(ケ) 工事中の対応・廃棄リサイクル計画書 (様式第 14 号)

工事施工に関する、施工体制、電気料金契約の更新体制、既設道路灯撤去後の処理方法及び本市に対する報告書式案、また、その他安全管理、工程管理、品質管理等において特に重要と判断する事項や本市の利益創出に繋がる提案があれば記載すること。

(図表の記載も可とする。)

(コ) 市内工事業者の活用に関する提案書 (様式第 16 号)

本業務における市内工事業者の積極的な活用について、具体的に記載すること。

(図表の記載も可とする。)

10. 審査及び審査結果の通知

1. 審査

別に定める委員会が、総合的な審査を行い、最優秀提案 1 者、優秀提案 1 者を選定する。

2. 審査の流れ

審査にあたっては、次の要領で行う。

- ① 提案者が 5 者以上あり、受託候補者の特定に著しい支障があると認められる場合は、委員会において、あらかじめ前項の評価項目について事前評価を行い、原則として当該評価結果の上位 5 者がプレゼンテーション等による審査・評価を受けることができるものとする。
- ② プレゼンテーションの出席者は 1 者につき 6 名以内とする。
- ③ 応募者は提案書をもとに 25 分を上限に口頭によるプレゼンテーションを行う。その後、審査委員による質疑応答を 15 分程度行う。

- ④プレゼンテーションは、令和 6 年 1 1 月中旬に開催予定とする。なお、詳細は応募者に別途通知する。
- ⑤ 応募者からの提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査する。
- ⑥ 審査の結果、審査委員が定めた順位を参考に審査会で審議した後、合計評価点が最上位の事業者を、最優秀提案者とし、契約締結に向けて受託候補者とする。
- ⑦ プレゼンテーションの際、応募者は必要に応じてパソコン、プロジェクター等を用意すること。

3. 審査結果の通知

- ① 審査結果は提案者に文書で通知し、電話や電子メール等による問い合わせには応じない。
- ② 審査結果に対する異議を申し立てることはできない。
- ③ 審査結果は、本市ホームページに掲載する。

4. 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- ① 提案期限を過ぎて提案書類が提出された場合
- ② 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 審査結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- ④ 本募集要領に違反すると認められる場合

1 1. 契約に関する事項

- ① 契約の時期（予定） 令和 6 年 12 月
- ② 契約の概要本募集要領、維持管理計画書に基づき、契約が成立した場合に締結するものであり、事業者が遂行すべき工事及び維持管理に関する業務内容や支払い方法などを定めるものとする。

また、本市と事業者の役割と責任及び遵守事項を明確にし、相互の確認事項や方法及び時期等について明記するものとする。

③ 支払いの概要

(ア) 初期投資費 工事完了時点 一括払い

(イ) 維持管理費 工事完了時点から令和16年3月まで 月払い

